

記 録

令和 4 年 8 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 4 年 8 月 2 9 日 (月)

令和4年8月農業委員会定例総会議事録

令和4年8月農業委員会定例総会を令和4年8月29日（月）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	黒木信介	主任主事	井本彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

6番 13番

日程第2

議案第61号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第62号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第63号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第64号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について
議案第65号	非農地証明願いについて
報告第41号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第42号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告台43号	非農地証明願いについて（市街化区域）
報告第44号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第45号	農地改良届について
報告第46号	農地転用許可申請後の許可状況報告について

その他

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

6 番

13 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長	<p>それでは、ただいまから令和 4 年日向市農業委員会 8 月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名に 6 番鈴野浅夫委員、13 番安藤嘉弥委員を指名します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>次に議案審議に入ります。</p> <p>まず議案第 61 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。それでは事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 20、土地の所在地は富高、田が 8 筆で 5,479 m²、畑が 8 筆で 1,268 m²で合計 6,747 m²です。</p> <p>譲受理由は贈与、譲渡理由は労力不足で、親から子への贈与による所有権移転です。譲受人はこれまでも申請地を譲渡人と一緒に経営されていまして、耕作面積は申請面積と同じ面積であり、下限面積を満たしています。所有権移転後も、田では水稻、畑では野菜を作付けされると伺っています。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、受付番号 21、土地の所在地は東郷町山陰で、田が 4 筆で 2,476 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望でして、権利の種類は賃貸借設定で、期間は令和 5 年 1 月 1 日から 15 年間です。</p> <p>譲受人は 5,060 m²を経営されている専業農家です。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます、同法第 2 項の各号には該当いたしません。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、受付番号 22、土地の所在地は東郷町山陰で、地目は畑で 53 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望でして、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>譲受人は 7,375 m²を経営されており、主に水稻や野菜を栽培されている兼業農家です。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、受付番号 23、土地の所在地は富高、田が 3 筆で 778 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は農業廃止でして、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>譲受人は 13,702 m²を経営されており、主に果樹栽培をされている専業農家です。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請でございます、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。</p> <p>続きまして、受付番号 24、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 2 筆で 588 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は労力不足でして、権利の種類は売買による所有権移転です。</p> <p>譲受人は 44,255 m²を経営されており、主に果樹栽培をされている兼業</p>

記 録

- 事務局 農家です。
農地法第3条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
以上5件、皆さんのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号20および番号23担当の7番委員と9番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 7番委員 7番委員です。今月24日に事務局と現地確認を行いました、問題ありませんでした。
- 9番委員 9番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号21および番号22担当の14番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 14番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
次に、番号24担当の4番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 4番委員 4番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。ありがとうございます。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第62号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。
それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号9、土地の所在地は東郷町山陰、地目は畑、面積は184㎡です。
転用目的は倉庫で、追認とありますように、すでに建築済みとなっております。申請人の亡くなられた配偶者の曾祖父が、養蚕業を始めたときに自宅の敷地内に小屋を建てて操業されていたようですが、増築を重ねる内に、申請地にまで及んでしまっていたということで、申請人から顛末書が提出されています。
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。

記 録

- 議長 それでは、番号9担当の14番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 14番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
それではここで一旦休憩をいたします。
- (休憩)
- 議長 再開します。次に議案第63号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号13、土地の所在地は平岩、田が9筆で852㎡です。
権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は農業用倉庫、資材置場等です。
県の基盤整備事業により、申請地を農業用施設用地として計画され、近隣に農地を持つ所有者が共同で利用できる農機具倉庫や資材置場を設置するものです。
申請地は農業振興地域農用地区域に該当しますが、農業用施設用地へ用途区分を変更しており、農用地利用計画に即した土地利用計画となっています。
農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当いたしません。
以上1件、皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りします。
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので原案の通りとします。
次に議案第64号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号11、受付年月日が令和4年8月12日。土地の所在地は美々津町で、地目は田、地積は907㎡です。
設定する利用権は賃貸借権で、期間は令和4年9月1日から3年間、賃金は
- 事務局 15,000円です。

記 録

利用権の設定を受ける者は主に野菜等を栽培している専業農家で、現在4, 4 2 6 m²を経営されています。家族数は1名、稼働力は2名となっており、新規での利用権設定となっています。

以上1件、皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。

ないようですのでお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので原案の通りとします

次に議案第65号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

受付番号22番、土地の所在地が平岩、田が5筆で3, 510 m²、畑が18筆で36, 854 m²です。

先日それぞれの担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり申請地の周囲の状況から、申請地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれ、現況としては原野の状態で、長年耕作ができていない状況でした。

今回の申請地の一部は農振農用地区域に位置しますが、非農地ということになりましたら、その後除外の手続きを行う予定となっています。

以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

それでは、番号22担当の8番委員および10番委員から補足があれば説明をお願いします。

8番委員

8番委員です。問題ありません。

10番委員

10番委員です。問題ありません。

議長

ありがとうございました。

それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。

ないようですのでお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので原案の通りとします。

以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告41号から第46号について、事務局長から報告をお願いします。

記 録

- 事務局 | それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付について、ご報告申し上げます。
- 先ず、報告第41号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は2件、土地は畑3筆で面積は 236㎡であります。転用の目的につきましては、住宅であります。
- 次に、報告第42号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は3件、土地は畑4筆で面積は 485.48㎡であります。転用目的につきましては、住宅であります。
- 次に、報告第43号、市街化区域における非農地証明願の届出があり、先決しましたので報告します。届出の件数は1件、土地は畑1筆で面積は23㎡あります。
- 次に、報告第44号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてであります。解約の件数は9件、土地は田24筆、畑4筆で面積は18,088㎡あります。
- 次に、報告第45号、農地改良届についてであります。届出の件数は1件であります。盛土を行います。
- 最後に、報告第46号、農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。7月と6月の定例総会にて可決した4条申請1件、5条申請1件が県知事許可されています。
- 以上ご報告申し上げます。
- 議長 | ありがとうございます。
- それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
- 6番委員 | 6番委員です。案件では無いのですが、議案に関わることで、譲受人の住所は隣の地区だったのですが、飛び地になっている関係で自分に相談がありました。その際現地も確認しましたが、こういった場合の対応はどうするべきでしょうか。
- 事務局 | 基本的には、譲受人の住所地の担当委員が対応することにしてはいますが、住所地の委員よりも別地区の委員の方が詳しいといった場合は、別地区の委員の方に担当委員となってもらうこともあるので、臨機応変に取り扱いたいと思います。今回のお話の件は、事務局の事前の確認漏れのため、申請人への委員さんに相談したか確認して担当委員へ割り振るように注意したいと思います。
- 議長 | 他にもこういった事例は無かったですか。
- 6番委員 | 他には把握していません。
- 議長 | 皆様もこういったことに気づいた時は、事務局へ連絡をお願いします。
- ほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。
- 質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。